

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、その翌日)

年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険医等の登録 (〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (経営流通課)

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (二件) (森林保全課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (漁港課)

建設業者の許可の取消し (管理課)

遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年生政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
青木智宏	鳥医五五二二号	平成九年六月三日
野坂玲子	鳥医五五二二号	〃
臼井佳子	鳥医五五二二号	〃
山下圭一	鳥医五五二四号	〃

藤岡多恵	池田薰	小倉一能	鳥医五五五四号
園山一彦	中本成紀	松本慎吾	鳥医五五五六号
篠鹿郁代	瀬尾幸子	上田毅	鳥医五五五九号
久山彰一	柳谷淳志	久山穂一	鳥医五五六〇号
宇田川晃秀	柳谷淳志	鳥医五五六七号	鳥医五五六六一號
三村憲一	鳥医五五六八号	鳥医五五六六二号	鳥医五五六六二號
向山智之	鳥医五五六九号	鳥医五五六九号	鳥医五五六九號
小倉加恵子	鳥医五五六七〇号	鳥医五五六七一號	鳥医五五六七一號
石崎公郁子	鳥医五五六七二号	鳥医五五六七三号	鳥医五五六七三號
瀧川洋史	鳥医五五六七四号	鳥医五五六七四号	鳥医五五六七四號
大塚真	鳥医五五六七五号	鳥医五五六七五号	鳥医五五六七五號
淺井泰雅	鳥医五五六七六号	鳥医五五六七六号	鳥医五五六七六號
田中麻里子	鳥医五五六七七号	鳥医五五六七八号	鳥医五五六七八號
田中智子	鳥齒六九八号	鳥齒六九九号	鳥齒六九九號
平澤利江子	鳥藥一〇二八号	鳥藥一〇二九号	鳥藥一〇二九號
槙恒雄	平澤利江子	平成九年六月六日	平成九年六月六日
佐々木ひろみ	鳥藥一〇三〇号	平成九年六月三日	平成九年六月十一日

**鳥取県告示第四百八十三号**

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社サンマート和光	丸合西倉吉店	倉吉市生田三四八一ほか

**鳥取県告示第四百八十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**四 異議の申立て**

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。

**鳥取県告示第四百八十五号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 解除予定に係る保安林の所在場所**

東伯郡赤崎町大字山川字精進川西平八〇四の二・八〇四の二五・八〇四の二八・八〇四の三〇・八〇四の三三・八〇四の三九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

**二 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**三 解除の理由**

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百八十六号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

三 縦覧に供する場所  
岩美町役場

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年七月一日  
四 埋立区域

## (一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

## (二) 区域

次の1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに14の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と14の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

## 1の地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七

分三七秒）から九〇度二一分一九秒、一八五・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から八六度五三分二〇秒、五・六〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一七六度一二分〇三秒、七・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八六度五一一分〇〇秒、三四・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四三度五三分二四秒、三六・七〇メートルの地点

6の地点 5の地点から六二度四六分一二秒、〇・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から七七度五三分五六秒、三・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から七七度一五分三六秒、九・五〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三一九度一五分〇〇秒、一二・五〇メートルの地点

10の地点 9の地点から三一七度五二分四八秒、二六・六〇メートルの地点

11の地点 10の地点から一三八度〇七分一二秒、三〇・八〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一四八度五一分四八秒、四七・九〇メートルの地点

13の地点 12の地点から一三七度三分三二秒、一三・二〇メートルの地点

14の地点 10の地点から三一七度五二分四八秒、四・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三一七度四五分〇〇秒、八七・三〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一六三度一九分一四秒、二・八〇メートルの地点

17の地点 16の地点から一七二度一三分二二秒、六・七〇メートルの地点

18の地点 17の地点から一六三度一八分三六秒、一〇・〇〇メートルの地点

## 三 しゅん功認可の年月日

鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二三〇  
二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年十月十七日 鳥取県指令漁港第九十五号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二三〇  
二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年十月十七日 鳥取県指令漁港第九十五号

## 三 しゅん功認可の年月日

19の地点 18の地点から一四三度一六分四八秒、三三一・八〇メートルの地点  
 20の地点 19の地点から一四七度五三分一四秒、一三一・八〇メートルの地点  
 21の地点 20の地点から五七度四八分三一秒、一一一・八〇メートルの地点  
 22の地点 21の地点から一四七度五三分一四秒、八六・七〇メートルの地点  
 (二) 面積 四、三〇九・六六平方メートル

- 五 関係図書の閲覧場所  
 岩美町役場

#### 鳥取県告示第四百八十八号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 雄 次

平成九年七月八日

#### 鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

#### 公安委員会告示

取消しを受けた者の役員が、道路交通法違反、業務上過失傷害、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反の罪により、懲役に処せられたため

- 一 取消し年月日 平成九年七月二一日  
 二 取消しを受けた者の商号等  
 1 商号 有限会社新路組  
 2 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
 境港市竹内町四二七 新路武雄  
 3 許可番号 鳥取県知事許可（般一六）第三百四十五号  
 二) 取消しの原因となつた事実

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 雅

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社三洋物産		
	住所	名古屋市千種区今池三丁目9-21		
	法人にあってはその代表者	金沢 要求		
	の氏名			
遊技機 の種類	遊技機の区分 型 式 名	製 造 者 名	檢 定 番 號	有 効 期 間
遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該當機	CRミリオンス ロット6	株式会社 三洋物産	700140	平成9年7月8日 から3年間

報 心 県 鳥

平成9年7月8日

申 請 者 の氏名	氏名又は名称 株式会社バルテック 住所 所在地 大阪市北区東天満二丁目1-2 法人にあってはその代表者 中野 純弘				
公 告					
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造番号	検定番号
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	バブバブツインズ	株式会社バルテック	740085	平成9年7月8日から3年間
申請者の氏名	氏名又は名称 法人にはあつてはその代表者の氏名	サミー株式会社 里見 治			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造番号	検定期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ビーシー200	サミー株式会社	740090	平成9年7月8日から3年間
申 請 者 の氏名	氏名又は名称 住所 法人にはあつてはその代表者の氏名	株式会社平和 桐生市広沢町二丁目3014-8 中島 権			
1 講習の種別及び受講対象者 経験者講習	鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。 (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの				
2 開催の日時及び場所	種別/区分	日	時	場所	受講対象者
経験者講習	平成9年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糀町一丁目160 西部総合事務所講堂	八橋・米子・境港・津山・黒坂の各警察署の管内に居住する者		
3 講習時間及び講習課目	平成9年8月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 頭・浜村の各警察署の管内に居住する者	岩美・鳥取・郡家・智頭・浜村の各警察署の管内に居住する者		

7 平成9年7月8日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6891号

- (1) 講習時間 3時間  
(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑